平成 21 年 8 月 25 日 社団法人 電子情報技術産業協会 著作権専門委員会

1. 「権利制限の一般規定」導入の是非

権利制限の一般規定の導入に賛成。

2. 具体的にどのような内容の「権利制限の一般規定」の導入を想定しているのか(「権利制限の一般規定」により、具体的にどのような著作物の利用行為が権利制限の対象となることを想定しているのか)

現行法の下で、「形式的に」著作物の利用行為であるとされるものであっても、「著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない」行為として評価され得る行為が想定される。そのような行為には、現状の各権利制限規定の要件の適用が、解釈上、微妙である場合や、そもそも権利制限として用意されていない場合が含まれる。

そのような行為のうち、現状で行為を法的に定義できるものについては、解釈がより明確化されることや、個別の権利制限規定として規定されることを望むが、上記の行為には様々な行為があり得、解釈の明確化が進まない場合や、権利制限規定の整備が追いつかない場合があることが十分に想定される。(先ごろ成立した著作権改正法案に含まれる権利制限規定は、その成案までに多大な時間を要していることに留意すべきである)。とりわけ、今後の技術の進歩、コンテンツ利用環境の急速な変化に柔軟に対応出来るようにするためには、現状の権利制限規定に加えて、その他の利用を認める一般規定を置くのがよいと考える。

一般規定があることにより、現状では「形式的に」違法である行為であっても、司法判断にその評価を委ねることができるようになるというだけでも、事業者の行動を積極的にするという影響を与えることになるものと考えられる。一般規定で定められる要件に照らし、法的訴追を受けるリスクを自ら選択して利用行為を進めるという判断ができることは、わが国においてイノベーションを促進し、また、国際競争力を強化するためにも、重要な意味を有する。司法に法創造機能や政策機能を期待することは困難であるとの意見もあるが、事業者が萎縮せざるをえない現行法下に比較し、多くの場合に事業者が担い手となり得られる技術進歩の利益を国民が享受できるような法環境が期待できると考えられる。さらに、一般条項は予測可能性が担保されないともいえるが、今後の判例の集積や、関係者によるガイドラインの策定などによりその点は解決しうるものであり、特に、技術革新の早い分野については個別事例による解決によって、さらなるイノベーション促進・ユーザー利便性の向上が期待できる。なお、そもそも著作物の通常の利用を妨げるか、著作権者等の正当な利益を不当に害すると常識的に判断されるような行為について、違法であることを承知の上で行う確信犯的行為は、一般規定の有無に関わらず行われると考えられるものであり、一般規定の導入によって確信犯的侵害行為が増大するということにはならないものと思われる。

当協会は、一般規定の創設が新規事業の創出を促進する側面があるものと考えるが、今後登場する可能性のある具体的な例を挙げることは、企業秘密の問題もあり、困難である。一方で、事業者内の様々な行為が法的に許容され得る状況となることによっても、イノベーションは促進されることになると考えている。そのような行為を含め、事業者内の行為のうち法的に許容されるのが望まし

い行為の例として、次を挙げることができる。

- (1) 新たな技術・機器の研究開発・設計・製造・販売・故障原因分析の過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映、送信などの利用
 - ① テレビ受像機、PC、携帯電話の開発過程で、放送を受信して上映し、多数者で画質を 評価する
 - ② データ圧縮・伸張技術の開発のために音楽 CD を音源にする
 - ③ OCR ソフトの認識精度を高める過程で、新聞記事をスキャンする
 - ④ 翻訳システムの翻訳能力の向上・翻訳精度のテストのため、専門書を用いてテストを行う
 - ⑤ 地上デジタル放送の受信機の開発過程で、コピー制御信号に対する反応を確認する
- (2) プログラムの研究、性能の検証、障害発生時の原因追究を目的として行う当該プログラムの必要な限度の複製・翻案 (なお、相互運用性の達成を目的とする場合については、先の審議会答申の通り、立法されるものと期待する)
- (3) 自己の著作権・特許権の侵害を発見するための分析に必要な、他人の著作物の複製等
- (4) その他、現時点で当協会としては、著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しないと考える行為
 - ① 外国語で書かれた論文、外国の Web ページを理解するために、従業員が翻訳する
 - ② インターネットのサイトから従業員が参考文献をダウンロードして印刷する
 - ③ 特許された技術を研究するために、他人の出願関係書類を複製する
 - ④ 自己の著作物に、他人の著作物が偶発的に写り込む (例えば、企業内でテレビ会議システムを使用する際に、テレビ画面の背景に、相 手方の会議室の壁にかけられたカレンダーや絵画等の著作物が一緒に映ってしま う場合)
 - ⑤ 営利目的の研修において全ての受講者がテキストとして市販本を購入し、講義の都合 上、当該市販本の図をプロジェクタで投影する
 - ⑥ 購入した市販のマニュアルを、業務で使いやすいように必要な部分だけを複製してダイ ジェスト版を作成する

一般規定の要件については、保護とのバランスに配慮して、今後、議論されることに期待する。 なお、一般規定において、適法とする行為を公益的目的に限定するという意見がある。しかしな がら、上記の例示の通り、事業者内で行われる行為については、これを「公益」とするには無理が あり、公益目的に限定することは、結局のところこれらの行為を一切認めないと言っているに等しい。 したがって、適法とする行為の目的を限定するのではなく、行為の目的は、当該行為の適法性を 司法が判断する際の要素の一つとしておく等、一般規定を複数の目的に適用できるようにすること が必要である。

3. 2. で想定している「権利制限の一般規定」が現行著作権法に存在しないことにより、これまで生じた不都合があれば、その具体的な内容

現在は、当協会会員企業においては、社内規則において、著作権侵害行為は明確に禁止され

ており、コンプライアンスの徹底により、形式的であれ違法となる行為は差し控えるように指導されているのが通例である。

その結果、新技術の開発が遅延するなどの状況が生ずる例がある。

また、民法等の一般法に一般条項(権利濫用や信義則等)が存在することを理由に、著作権法に一般規定を設ける必要性がないとの意見もある。しかしながら、日本企業に生じている萎縮的効果、それによって引き起こされる日本発のイノベーションの停滞という「不都合」は現実に生じている(なお、萎縮効果が生じていることにより、利用を実際に断念した事例は存在するが、それらについては今後の再企画がある等の理由で、公表できない)。この点、検索エンジンなどが個別の権利制限規定の導入前から実際のビジネスとして存在していたことを理由に、実質的に適法といえるようなビジネスであれば一般規定がなくともなし得るとの意見もある。しかしながら、適法であるとの主張や学説が存在するということだけを根拠にして、違法の可能性のある行為を行うことには、日本企業は非常に萎縮的であることを理解頂きたい。

4. 3. に関し、権利者からの権利行使の有無その他権利者との紛争等の有無・内容

権利行使を受けたという公表できる例はない。多くの企業にとって、過去事例を含めて、権利行使を受けたこと、あるいは紛争になっていること自体、公表できることではない。

5. 「権利制限の一般規定」の検討に関して特に留意を希望する事項

イノベーションを促進する観点から、当協会としては、一定範囲の利用が認められるようにして頂きたい。

なお、「イノベーション」や「利用」を、「保護」と対立的な概念として議論されることがあるが、イノベーションや利用は、経済的のみならず文化的にも保護に貢献・還元されるもので、相互補完の関係にあることを正確に認識して頂きたい。また、保護の観点から、人格権的側面への考慮を求める意見もあるが、人格権と権利制限規定の関係が問題になることについては、個別の権利制限規定においても同様であることから、一般規定特有の問題として議論されるべきものではないと考える。

以上